（改正規則の一部改正）

第三条　電気事業会計規則等の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第五十号。以下「改正規則」という。）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	**第七条**　みなし発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下この項において同じ。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（ただし、使用済燃料再処理等既発電費を除く。）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 2　前項の承認を受けようとするみなし発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。 一　廃止しようとする原子炉の名称 二　原子炉を廃止しようとする理由 三　原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額 四　前号の額の算定根拠 3　経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認めた場合は、これを承認するものとする。 4　第一項の承認を受けたみなし発電事業者は、第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合において、その変更額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 5　前項の承認を受けようとするみなし発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。 一　第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする原子炉の名称 二　第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする理由 三　第二項第三号に掲げる事項に係る変更額 四　前号の変更額の算定根拠 6　経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認めた場合は、これを承認するものとする。